**平成２６年（フ）第４号**
宮城県気仙沼市笹が陣４番５号気仙沼公園住宅15号棟６号室
破産者　佐藤　仁香
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２５年（フ）第９４号**
茨城県鹿嶋市大字和959番地73
破産者　飯島　次男
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２５年（フ）第１５７号**
茨城県常総市本石下10番地１、開始決定時の住所茨城県常総市本石下4873番地
破産者　倉持工務店こと　倉持　彌助
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第２５５号**
栃木県小山市雨ケ谷新田83番２―201号　プルメリアＤ棟、開始決定時の住所茨城県結城市大字鹿窪259番地３
破産者　池田　誠也
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第１１９９号**
さいたま市西区大字内野本郷429番地３
破産者　田畑　正人
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１２６１号**
さいたま市南区白幡６丁目15番21―510号、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大字蓮沼116番地３
破産者　菅　　英二
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１４６０号**
埼玉県戸田市喜沢２丁目30番地の11　藤和西川口コープ（Ⅱ）―504号室
破産者　潤井　悦子
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１４９６号**
埼玉県鴻巣市下忍3850番地１　グランド吹上201号
破産者　良原高彦こと　梁　　高彦
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１５１５号**
さいたま市見沼区大字南中丸565番地４
破産者　矢作　胆創
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１５３３号**
千葉県野田市古布内829番地５
破産者　阿部　　勝
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１５９１号**
埼玉県川口市上青木３丁目９番18号　ハイツイリサワ201号
破産者　鈴木　伸也
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５８号**
神奈川県大和市柳橋２丁目16番地11
破産者　新澤美恵子（旧姓皆川）
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１７５５号**
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字石下根27番地３、住民票上の住所愛知県半田市岩滑中町３丁目215番地　タウン66　Ｂ棟101号
破産者　新美　義男
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２１５２号**
名古屋市南区明円町336番地の１
破産者　渡邉　重夫
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２３６５号**
名古屋市西区大金町５丁目39番地　ザ・スクエア102号
破産者　インテリアワークスこと　今井喜久次
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１４８号**
大阪府大阪市淀川区十三本町１丁目６の19―1209号、住民票上の住所大阪府和泉市上代町672番地の１
破産者　谷　　宏晃
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第６１９号**
大阪府和泉市府中町８丁目２番27―301号、前住所大阪府泉大津市豊中町３丁目13番20号ローテスハイム202号
破産者　ほっかほっか亭いづみ豊中店こと　門田　邦仁
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第６３４号**
大阪府泉大津市昭和町６番44―201号
破産者　西村　明子
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係